

申請・スポーツ安全保険について

一申請についてー

令和7年度の申請は令和8年1月8日現在、団体数は71団体となります。
使用しない曜日を押さえている団体は、確実に利用する曜日・時間帯を申請して下さい。
今回、提出した申請の中でキャンセルする場合は、生涯学習課までご連絡下さい。

ースポーツ安全保険についてー

体育施設を利用する場合、スポーツ安全保険等に加入していることが絶対条件です。
保険の更新後、スポーツ安全協会の領収書、又は、振込をした際の印鑑のある領収書の写し
を、ご提出下さい。
※スポーツ安全協会の領収書はPCからログインを行い加入手続履歴より印刷可能です。
スマホ・タブレットからは表示されません。

ご注意ください！！

- 申込みを行った団体のみ補償対象となりますのでご注意ください。
- 複数の団体で活動する方は、団体ごとに加入するか、ワイドコースに加
入してください。
- 詳細は別紙「スポーツ安全保険の注意事項」をご覧下さい。

令和8年度 利用申請及び調整

- ・施設開放は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。
- ・一般団体の申請は週2回まで。同一曜日の同時間帯に複数施設の申請は出来ません。
- ・潮来市ホームページに【利用許可一覧】を掲載致します。

体育施設 令和8年度 利用日程表・利用不可日一覧

- ・利用不可日の変更の連絡等をメルマガで配信しております。生涯学習情報の受信設定を
お願い致します。
- ・潮来市ホームページに最新情報を掲載しておりますのでご確認お願いします。

その他

- ・年度切り替えのタイミングで代表者が変更になっている団体は、引継ぎをお願いします。